

# (仮称) 西東京市子ども条例要綱

## ◆ 前文

---

- ・わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていくこと  
わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていくこと  
わたしたちは、子どもが家庭・園/学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていくこと  
わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまちにしていくこと
- ・子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされること  
乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっていること  
子どもは、いじめ、虐待、貧困などの困難な状況について、まち全体で取り組まれ、いのちが大切に守られること  
子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができること  
子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されること  
子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくりなどに参加することができること
- ・おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えること  
おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分伝えられるよう、子どもと向き合っ意見聴くこと
- ・地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していくこと
- ・市は、子どもが生まれてから切れ目のない支援をすすめること
- ・わたしたちは、世界の約束事である児童（子ども）の権利条約、そして日本国憲法・児童福祉法などの趣旨や規定にしたがい、この条例を定めること

## 第1章 総則

---

### 1 目的

いまと未来を生きるすべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とすること

### 2 言葉の意味

- (1) 子どもとは、西東京市に住んでいたり、学んでいたり、働いていたり、活動をしたりしている18歳未満のすべての人をいうこと。ただし、これらの人と同等にこの条例が適用さ

れることがふさわしいと認められる人を含むこと

- (2) 保護者とは、親、里親その他親に代わり養育する人ということ
- (3) 市民とは、西東京市に住んでいたり、学んでいたり、働いていたりする人をいうこと。  
また、市内で市民活動を行う団体を含むこと
- (4) 育ち学ぶ施設とは、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいうこと

### **3 市やおとなの役割**

- (1) 市は、すべての子どもがいのちを大切にされ、すこやかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもにかかわる施策を総合的に実施すること
- (2) 保護者は、子育てについて第一義的責任を負うことを自覚し、必要に応じて市や育ち学ぶ施設の関係者などの支援を活用しながら、子どもがすこやかに育つよう努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性をもち、学び、成長できるよう支援に努めること
- (4) 市民は、地域のなかで子どもが育っていくことを認識し、子どものすこやかな育ちのために協力するよう努めること
- (5) 事業者は、その活動を行うなかで、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めること

### **4 連携**

- (1) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援すること
- (2) 市は、国、都その他の地方公共団体などと協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援すること

## **第 2 章 子どもの生活の場での支援と支援者への支援**

### **5 保護者と家庭への支援**

- (1) 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること
- (2) 市は、子どもがすこやかに養育されるよう、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、必要に応じて協力し、支援に努めること

### **6 育ち学ぶ施設とその職員への支援**

- (1) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることが

できること

- (2) 市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、施設の職員が子どもへの適切な支援ができるよう必要な支援に努めること
- (3) 保護者や市民は、育ち学ぶ施設がその役割を果たせるよう対等な立場で協力し、子どもがすこやかに育つよう努めること

## 7 地域と住民への支援

- (1) 市民は、地域において子どもがすこやかに育つよう必要な支援を受けることができること
- (2) 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めること
- (3) 市は、市民が行う子どものすこやかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めること

## 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

### 8 虐待の防止

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが虐待を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らせるよう努めること
- (2) 市は、子どもに対する虐待の予防および早期発見に取り組むこと
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報すること
- (4) 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと

### 9 いじめその他の権利侵害への対応

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが育ち学ぶ施設などでいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めること
- (2) 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防および早期発見に取り組むこと
- (3) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと。また、いじめその他の権利侵害にかかわっている子どもなどが再びいじめその他の権利侵害にかかわらないよう取り組むこと

### 10 子どもの貧困の防止

市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者などと連携・協働して、子どもが安心して過ごし学び、すこやかに育つため、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めること

## 11 健康と環境

- (1) 市は、子どもが心身の健康を保ち、増進していくことができるよう努めること
- (2) 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めること

## 12 子どもの居場所

- (1) 市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、学んだり、活動したりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めること
- (2) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、居場所づくりについて、子どもが考えや意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること

## 13 子どもの意見表明や参加

- (1) 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会や仕組みを設けるよう努めること
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めること
- (3) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見表明や参加を促進するため、その意義や方法について学んだり情報を得たりすることができるよう努めること

## 14 子どもの権利の普及

- (1) 市は、この条例や子どもの権利条約に定められた子どもの権利について、子どもをはじめ市民が理解し、子ども自身が身につけることができるよう普及に努めること
- (2) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、身につけ、そして自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めること
- (3) 市は、保護者や育ち学ぶ施設の関係者など子どもの育ちにかかわる人たちが子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めること

# 第4章 子どもの相談・救済

## 15 子どもの権利擁護委員の設置

- (1) 市は、子どもの権利の侵害について、すみやかに救済することを目的として、西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置すること
- (2) 擁護委員は、3人以内とすること
- (3) 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから市長が委嘱すること
- (4) 擁護委員の任期は、3年とすること。ただし、再任することができること
- (5) 市は、擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置くこと
- (6) 市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員

としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができること

## **16 擁護委員の仕事**

子どもの権利擁護委員は、相談、申立て、または自らの判断で、次の仕事を行うこと

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整や要請をすること
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること
- (8) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること

## **17 要請や意見表明の尊重**

- (1) 市は、要請や意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとること
- (2) 市以外のものは、要請や意見表明を受けた場合、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めること

## **18 擁護委員の独立性の確保と活動への協力**

- (1) 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援すること
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めること
- (3) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが擁護委員制度を活用しやすいよう手立てを講じ、その環境を整えるよう努めること

## **19 見守りなどの支援**

擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができること

## **20 活動の報告と公表**

擁護委員は、毎年、市長に活動の報告をし、その内容を公表し、普及すること

# **第5章 子ども施策の推進と検証**

## **21 推進計画**

- (1) 市は、条例に基づいて子どもにかかわる施策をすすめていくための基本となる計画（以下、「推進計画」という。）をつくること。なお、既存の計画で推進計画となりえるものがある場合は、その計画を推進計画に位置づけることができること

- (2) 市は、推進計画をつくる時、子どもをはじめ市民の意見が活かされるよう努めること
- (3) 市は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表し、普及に努めること

## **22 推進体制**

- (1) 市は、子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置すること
- (2) 子ども施策推進本部は、子どもにかかわる施策について、対応すべき事項の方向性の決定や調整をはかること
- (3) 市は、とりわけ市民と連携・協働して、子どもにかかわる施策を効果的に推進すること

## **23 検証**

- (1) 市は、条例や子どもに関する施策を着実にすすめていくため、推進計画の実施状況について仕組みをつくり、検証すること。検証にあたっては、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めること
- (2) 市は、検証の結果について報告を受け、その内容を尊重し、必要な措置をとること

## **第6章 雑則（委任）**

---

この条例に定めること以外に必要なことは、市長が別に定めること